

衆議院情報監視審査会『平成30年度 年次報告書』を読みとく

0. いま秘密保護法を語る意味

- (1) 公文書の改竄・隠蔽・廃棄と巧妙化する「見せない化」
- (2) 監視を監視するジャーナリズムの「無関心」の広がり
- (3) 検証されない「改善」と不完全な制度の固定化
 - ・2019年12月で施行（審査会設置）から5年
 - ・施行後5年は運用基準の見直し年
（特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準）
 - ・審査会委員が大幅に入れ替え

1. 国会審査会の監視活動に関する視点

- (1) 特定秘密に関する監視活動をどのように行っていくか
- (2) 政府内部の監視活動との差異をどのように示すのか
- (3) 特定秘密の実態をどのように効果的に把握するのか
- (4) 現局の秘密保護法の運用が監視活動を阻んではいけないか
- (5) 行政との信頼関係の構築と国民からの信頼感の獲得をいかに同時実現するか

2. 過去に指摘されてきた監視活動の課題

- (1) 政府の活動そのものの妥当性・適切さを推定できるか
 - ・行政機関の長が行う「指定」 保全責任者（課長級）が行う「表示」
- (2) 効果的な監視のための条件整備はできているか
 - ・管理簿の整理と運用精査
指定管理簿 特定秘密文書等管理簿 指定理由点検記録簿 行政文書ファイル管理簿
 - ・情報と文書の齟齬
情報を秘密指定する仕組み 情報はあるが文書はない不存在類型
 - ・行政文書の保存期間と特定秘密の指定期間の関係性
行政文書の保存期間満了と特定秘密の解除・指定期間満了の齟齬
- (3) 行政機関の特定秘密の管理に関する点検を点検できているか
 - ・年1回の指定理由の点検 年2回以上の定期点検 保全責任者の月1回の保管状況点検 等
 - ・公文書管理法に基づく定期的な点検と監査
- (4) 解除の確認はどういう形で実効化されているのか
 - ・特定秘密指定書の指定理由の中の解除条件の記載
 - ・指定管理簿への記載の有無
 - ・公文書管理課による廃棄審査の実態の確認

(5) 特定秘密の実態把握はできているのか

- ・政府内での統一的な運用
- ・公文書管理法との制度的整合性の担保

3. 監視活動から見えてきたもの

(1) 不安の払拭と日本型モデルの構築

- ・限られた権能をうまく活用し一定の成果
見切り発車で走りながら考える
- ・立法機関設置の日本型監視システムの可能性
限界の見極めと可能性の具体化

(2) 4年間の積み上げ

- ・摺合せ：運用上の確認と制度整備
政府統一方針の策定・公表要請 ポリユームの確認 廃棄ルールの確認
- ・串刺し：構造上の不備の摘出
文書不存在6類型 長期特定秘密文書 定期点検
- ・見直し：秘密制度自体が有する課題の提示
文書廃棄（1年未満文書3類型 ほか）

(3) 現行制度の枠組み内での個別課題

- ・重要会議の議論の扱い
国家安全保障会議のほか、閣議、皇室会議ほか議事録なし会議の議論の扱い
- ・文書廃棄
秘密解除ルールの厳格化と適正運用
- ・電子ファイル・データ
保存・保管ルール チェック方法

(4) 現行枠組みを超えた制度改善への道筋

- ・意思決定過程を含む会議公開法の制定へ
- ・行政文書公開法から司法・立法含めた国家情報公開法へ

4. 2018年度報告書の特徴

(1) 運用基準見直し

- ・文書を保有しないことの正当性（行政文書が不存在の特定秘密関係）
- ・30年超えの特定秘密文書の管理における厳格手続

↑

そもそも運用基準自体が不十分で危険な内容

取材・報道の自由に対する配慮あるいは規定の遵守とは何か

正当性の判断主体が秘密を保有する行政機関であることに矛盾はないのか

(2) 秘密指定の在り方

- ・特定秘密情報と極秘等の秘密情報の関係性

(3) 文書廃棄：2017～8年度の中心課題

・1年未満秘密文書の扱い

2017年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書は43万件余

うち「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」が3320

首相の面談記録は他省庁に記録があるとして1年未満廃棄（毎日2019.4.14）

一方で、各大臣の日程表は即日廃棄も

行政文書ガイドライン第4-3で1年未満文書の例示として「日程表」

・作成から30年超えの特定秘密文書の扱い

規定の歴史文書として公文書館に移管の

・だれが（主体）なぜ（理由）どのように（方法）廃棄するのか

重要性なし・都合が悪い判断（内容観点）

公文書との認識欠如（意識・研修）

スペース不足（物理的）

ルールなし（制度）

行政文書ガイドライン（行政文書の管理に関するガイドライン）の運用徹底が

内閣保存監視委員会で委員長（法務大臣）から指示されているが、そもそもに問題あり

5. 将来に向けての課題

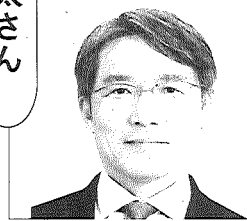
- (1) 審査会の審査対象について
- (2) 審査会の機能・役割について
- (3) 特定秘密保護法の監視体制について
- (4) 特定秘密保護法の構造について
- (5) 情報公開法・公文書管理法との関係について

以上

見張り塔から

メディアの今

専修大教授・山田健太さん



公文書管理法

多くの会議体で議事概要がつけられているが、その場合に、基となる速記録もしくは録音テープは、議事概要が完成した段階で行政文書ではなくなるという珍解釈がまかり通っている。

第二に、「公人」の「職務

第三は「電磁的記録」の扱いだ。メールのやりとりも、ローカルのコンピューターに一時記録させているデータに始まり、共有フォルダーに入れているものまでも、メールは原則、私的メモと同じ扱い

「見える化」とは真逆の事態

改正を早急に実現すべき

ている。

第一に、「行政文書」とは何かである。作成時点においては個人的なメモであつても、その会議や打ち合わせ等の記録がそのメモしかなければ、これが会議の記録であり、行政文書だ。しかし、多くのメモや交渉まとめなどが、「公式でない」という一

上の業務」とは何かである。首相夫人秘書官が最たるものだが、公務員がその肩書の下で業務として行った行為を、私的行為であるとする

で保存の対象から外れることになりそうだ。そして、第四に、政治家関係者との交渉記録など、大切なものほど記録にとらない、とても公文書扱いしない、という「慣習」が固定化してしま

文書管理を巡る最近のトピック

- 2018・1・19 最高裁が内閣官房機密費のうち、政策推進費など一部公開の判決(ただし保存期間5年で廃棄)
- 2018・3・12 財務省が決裁文書についての調査結果を発表(その後6・4まで断続的に資料の発表が続く)
- 2018・5・23 財務省が森友案件の「書き換え前の決裁文書」「交渉記録」「本省相談メモ」を公表。書き換えであつて改ざんではないと説明
- 2018・5・23 金融庁が情報公開請求情報を、総務省に「危機管理」のため提供(請求者名も口頭で)。請求情報の当事者である野田聖子総務相に内容が報告された。野田

一年半前の連載第一回は情報公開だった。意思決定の透明性確保が社会の大前提となつたいま、知る権利の実効性を高めることが、二十一世紀の表現の自由の大きな課題であると考えたからだ。その基本として、公権力とりわけ政府・政治家の行状を記録としてきちんと残し、整理し、保管することが必要不可欠で、公文書管理の肝だ。

しかしこの間の文書の隠蔽、廃棄、改竄は、こうした基盤を完全に崩壊させた。その理由は、法制度そのものの欠点、運用の誤り、意識の欠如の複合だ。

この「見える化」とは真逆の事態は、こと政治の世界だけではなく、スポーツ界にも

大学にも同様の事件が起きていることからすると、日本社会全体に蔓延している病なのだろう。そうしたなかで国会最終盤に文書管理ルールの変更を行ったが、その内容は改善には程遠く、「何もま

ったく解決していない」ことを確認しておくことが必要だ。

東京都市場問題で決裁文書以外の交渉記録がことごとく廃棄されていたこと、反省から条例制定したものの、保存の仕方が変更されなまま条例で固定化し、問題解決に至っていない。にもかかわらず、政治的

には解決済みとされてしまつた。あるいは、

こうした基本的な問題が山積している規定・運用方法を、新ガイドラインとして胸を張ること自体、政府は恥ずかしくないのか。国会もウソ

を早急に実現すべきだ。(毎月第2火曜日に掲載)

日々論々